（経過措置）

2　この省令の施行前に交付された船員保険年金番号証は、この省令による改正後の船員保険法施行規則の規定（第十七条ノ八第一項ただし書の規定を除く。）の適用については、同令の規定による年金手帳とみなす。

（船員保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

3　船員保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和四十年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第一号中「年金番号証」を「年金手帳の船員保険」に改め、同項第五号中「あるときは、」の下に「厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の規定による年金手帳の」を加える。

附則第八項第一号中「年金番号証」を「年金手帳」に改める。

○農林省令第四十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号、第八条第七項、第十六条の二第一項、第十六条の三第一項及び第二十七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十九年十月二十一日

農林大臣　倉石　忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「別表一」を「別表一（第九条関係）」に改め、同表の十二の項の地域の欄中「台湾、」を削り、別表二中「別表二」を「別表二（第三十五条の二、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十五条の五関係）」に改め、別表三中「別表三」を「別表三（第三十五条の六関係）」に改め、別表四中「別表四」を「別表四（第三十五条の七関係）」に改め、別表五中「別表五」を「別表五（第三十五条の七関係）」に改め、別記第一号様式中「第一号様式（用紙の大きさは、日本標準規格A7とし、中央点線の所から二つ折とする。）」を「第一号様式（用紙の大きさは、日本標準規格A7とし、中央点線の所から二つ折とする。）（第五条関係）」に改め、別記第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式（第七条関係）」に改め、別記第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式（第七条関係）」に改め、別記第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式（第十条関係）」に改め、別記第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式（第十五条関係）」に改め、別記第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式（第十六条関係）」に改め、別記第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式（第十九条関係）」に改め、別記第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式（第十九条関係）」に改め、別記第九号様式中「第九号様式」を「第九号様式（第二十一条関係）」に改め、別記第十号様式中「第十号様式」を「第十号様式（第二十一条関係）」に改め、別記第十一号様式中「第十一号様式」を「第十一号様式（第二十二条関係）」に改め、別記第十二号様式中「第十二号様式」を「第十二号様式（第二十四条関係）」に改め、別記第十三号様式中「第十三号様式」を「第十三号様式（第二十四条関係）」に改め、別記第十三号の二様式中「第十三号の二様式」を「第十三号の二様式（第二十四条関係）」に改め、別記第十四号様式中「第十四号様式」を「第十四号様式（第二十五条関係）」に改め、別記第十五号様式中「第十五号様式」を「第十五号様式（第二十五条関係）」に改め、別記第十六号様式中「第十六号様式」を「第十六号様式（第二十五条関係）」に改め、別記第十八号様式中「第十八号様式」を「第十八号様式（第三十条関係）」に改め、別記第十九号様式中「第十九号様式」を「第十九号様式（第三十条関係）」に改め、別記第十九号の二様式中「第十九号の二様式」を「第十九号の二様式（第三十条関係）」に改め、別記第二十号様式中「第二十号様式」を「第二十号様式（第三十条関係）」に改め、別記第二十一号様式中「第二十一号様式」を「第二十一号様式（第三十条関係）」に改め、別記第二十二号様式中「第二十二号様式」を「第二十二号様式（第三十四条関係）」に改め、別記第二十二号の二様式中「第二十二号の二様式」を「第二十二号の二様式（第三十五条の三関係）」に改め、別記第二十二号の三様式中「第二十二号の三様式」を「第二十二号の三様式（第三十五条の三関係）」に改め、別記第二十二号の四様式中「第二十二号の四様式」を「第二十二号の四様式（第三十五条の四関係）」に改め、別記第二十二号の五様式中「第二十二号の五様式」を「第二十二号の五様式（第三十五条の四関係）」に改め、別記第二十二号の六様式中「第二十二号の六様式」を「第二十二号の六様式（第三十五条の四関係）」に改め、別記第二十二号の七様式中「第二十二号の七様式」を「第二十二号の七様式（第三十五条の四関係）」に改め、別記第二十二号の八様式中「第二十二号の八様式」を「第二十二号の八様式（第三十五条の四関係）」に改め、別記第二十二号の九様式中「第二十二号の九様式」を「第二十二号の九様式（第三十五条の五関係）」に改め、別記第二十二号の十様式中「第二十二号の十様式」を「第二十二号の十様式（第三十五条の五関係）」に改め、別記第二十二号の十一様式中「第二十二号の十一様式」を「第二十二号の十一様式（第三十五条の五関係）」に改め、別記第二十二号の十二様式中「第二十二号の十二様式」を「第二十二号の十二様式（第三十五条の五関係）」に改め、別記第二十二号の十三様式中「第二十二号の十三様式」を「第二十二号の十三様式（第三十五条の五関係）」に改め、別記第二十二号の十四様式中「第二十二号の十四様式」を「第二十二号の十四様式（第三十五条の八関係）」に改め、別記第二十二号の十五様式中「第二十二号の十五様式」を「第二十二号の十五様式（第三十五条の八関係）」に改め、別記第二十三号様式中「第二十三号様式」を「第二十三号様式（第三十六条関係）」に改め、別記第二十四号様式中「第二十四号様式」を「第二十四号様式（第三十七条関係）」に改め、別記第二十五号様式中「第二十五号様式（日本標準規格B4）」を「第二十五号様式（日本標準規格B4）（第三十八条関係）」に改め、別記第二十六号様式中「第二十六号様式（日本標準規格B4）」を「第二十六号様式（日本標準規格B4）（第三十九条関係）」に改め、別記第二十七号様式中「第二十七号様式（日本標準規格B4）」を「第二十七号様式（日本標準規格B4）（第四十二条関係）」に改め、別記第二十八号様式中「第二十八号様式」を「第二十八号様式（第四十三条関係）」に改め、別記第二十九号様式中「第二十九号様式（日本標準規格B4）」を「第二十九号様式（日本標準規格B4）（第四十四条関係）」に改め、別記第三十号様式中「第三十号様式（日本標準規格B4）」を「第三十号様式（日本標準規格B4）（第四十六条関係）」に改め、別記第三十一号様式中「第三十一号様式（日本標準規格B4）」を「第三十一号様式（日本標準規格B4）（第四十七条関係）」に改め、別記第三十二号様式中「第三十二号様式」を「第三十二号様式（第四十八条関係）」に改め、別記第三十三号様式中「第三十三号様式（日本標準規格B4）」を「第三十三号様式（日本標準規格B4）（第四十九条関係）」に改め、別記第三十四号様式中「第三十四号様式（日本標準規格B4）」を「第三十四号様式（日本標準規格B4）（第五十条関係）」に改め、別記第三十五号様式中「第三十五号様式」を「第三十五号様式（第五十条関係）」に改め、別記第三十六号様式中「第三十六号様式（日本標準規格B4）」を「第三十六号様式（日本標準規格B4）（第五十四条関係）」に改める。

附　則

この省令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

告示

○法務省告示第三百十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

昭和四十九年十月二十一日

法務大臣　中村　梅吉

住所　岐阜市長森東中島五百六十一番地
黄國之助（平田国之助）昭和十八年三月十八日生

住所　香川県大川郡志度町大字志度二千五百八十七番地
申大雨（相賀省三）昭和二十年二月二日生

住所　香川県大川郡志度町大字志度二千五百八十七番地
申詠子（相賀詠子）昭和二十三年十二月十六日生

住所　京都市左京区下鴨夜光町三番地
申天雨（相賀正剛）昭和二十二年二月二十六日生

住所　札幌市東区北十五条東十六丁目六番地二
南英穂（田中英穂）大正十二年三月二十七日生

住所　東京都品川区上大崎四丁目五番二十六号
金花先（金子みさ、金子光子）昭和二十二年六月六日生